

令和5年度観光コンテンツ高付加価値化促進事業 事業内容のご案内

目次

- P.1 … 事業概要(事業の目的や補助対象、基本的な考え方など)
- P.6 … 申請のポイント(審査会で審査ポイントとする事項)
- P.8 … 手続き関係(今後のスケジュールなど)

千葉県商工労働部観光企画課

◇事業概要

1 目的

中長期的な観光需要の拡大を図るため、市町村や観光に携わる民間事業者等が実施する、宿泊客の増加や観光消費額の拡大に資する計画的で継続性のある市町村域を越えた広域的な取組に対し、経費の一部を補助します。

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる団体は、市町村、観光関連団体（DMO、観光連盟、観光協会等）、民間事業者（会社、公益社団法人、NPO法人等）、その他知事が認める者となります。

民間事業者が補助対象者として認められる場合

地域における観光まちづくりに取り組む、宿泊業、旅行業、交通事業者、飲食店、土産物屋、その他観光関連の事業を営む法人又は個人・団体等が対象となります。

3 補助対象事業

以下のテーマに基づく、

- ・ 新たな観光コンテンツの開発
- ・ 既存の観光コンテンツの磨き上げ が対象となります。

※それらに付随するイベント、情報発信、プロモーション等も対象となります。

※単発イベントの実施などは対象外となりますが、事業実施期間に事業を実施する過程として開催するイベントや、モニターツアーによる検証、WEB制作などの情報発信、マーケティング調査なども対象となります。

【テーマ】

- ① ナイト・モーニングタイムエコノミーの推進
- ② スポーツツーリズム
- ③ 海や河川、水辺の魅力を活用したツーリズム
- ④ 食文化を活用したツーリズム
- ⑤ その他、歴史、文化、芸術等の観光資源を活用したツーリズム

「ナイト・モーニングタイムエコノミー」とは？

地域の状況に応じた夜間・早朝の楽しみ方を拡充し、夜・朝ならではの消費活動や魅力創出をすることで、経済効果を高めることを目標とすること。飲食・宿泊を伴った観光消費の拡大も期待される。

※出典：観光庁「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」を参考に記載

【補助要件】

- ・市町村域を越えた広域的な取組であること。
- ・継続性が見込まれる事業であり、将来的に行政からの補助金等に頼らず自走していくことが可能となる取組であること。
- ・宿泊客の増加や観光消費額の拡大につながる取組であること。 等

「市町村域を越えた広域的な取組であること」とは？

「市町村域を越えた広域的な取組」とは、複数の市町村をまたいだ形で事業を実施することを指します。

例1：同一のコンテンツを、複数の市町村で実施する。

(同様の仕組みのサーフィンツアーを複数の海岸で実施。)

例2：同一テーマのコンテンツを複数の市町村で実施し、1つのパッケージとして事業を行う。

(歴史をテーマとし、周辺地域の事業者と連携しながら、複数のコンテンツを組み合わせる実施。)

※申請にあたって、「市町村域を越えた広域的な取組」の考え方について疑問点等が生じた場合は、お気軽にご相談ください。

4 基本的な考え方

(1) 「高付加価値化」とは

本事業における「高付加価値化」とは、『お徳感がある』等の価格の優位性等ではなく、地域への来訪目的そのものとなり、特別感・高級感などのコンテンツの価値が高まるものを指し、いわば『わざわざ行きたくなる』という動機につながる魅力を持つコンテンツを造成すること^{※1}を意味します。

(2) 観光を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、旅行形態の変化も見られます。

昨今、テレワークが浸透し、場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となってきている中、働き手が職場や自宅を離れ、仕事もしながら余暇も過ごせるようになるなど、ワーケーションの需要も高まっています。

また、団体やグループでの宿泊旅行の回復が遅れる中、少人数や個人での旅行形態は比較的回復が早く、プライベート空間志向の高まりも見られ、人混みを避けたアウトドアコンテンツやリラクゼーションを求めた観光形態も注目されています。

このほか、定番の時間や見学方法をずらして効率的に旅行者を受け入れる仕組みも注目されており、夜間・早朝の時間帯を活用した「ナイト・モーニングタイムエコノミー」の取組には、飲食・宿泊を伴った観光消費の拡大にも期待できます。

(3) いま「高付加価値化」を行うこと

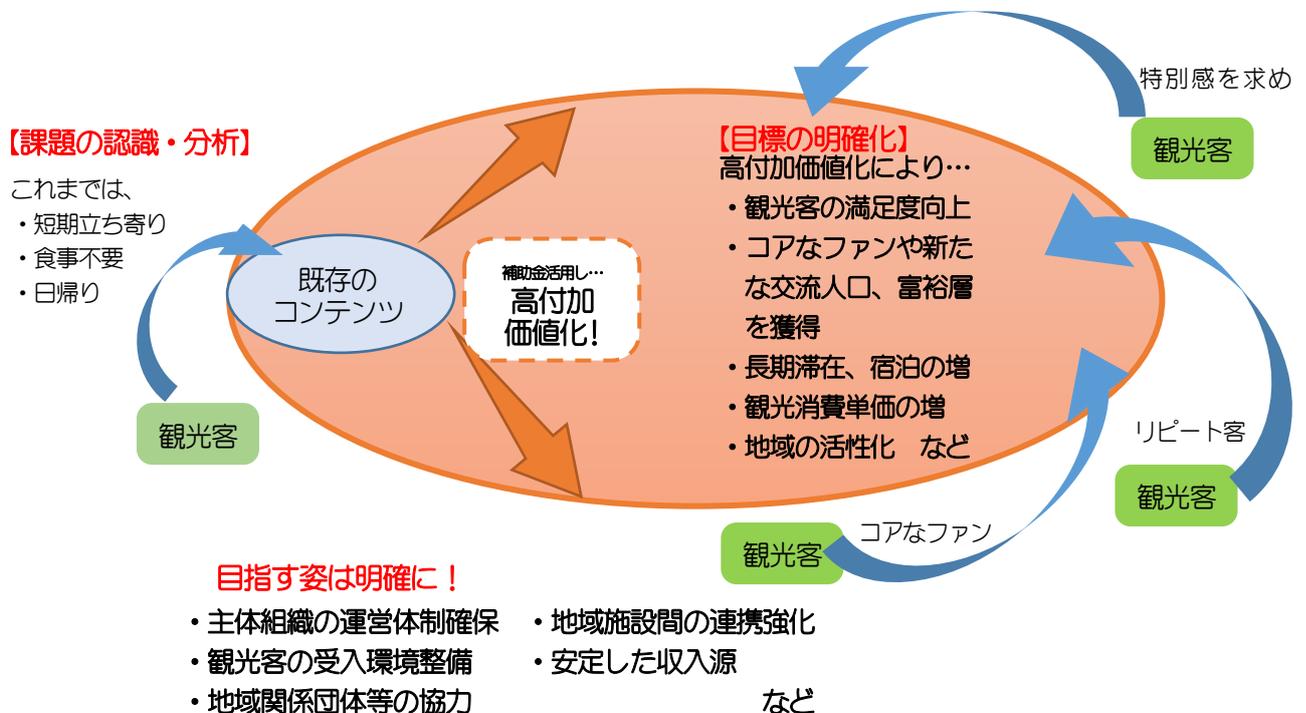
新型コロナウイルスの感染拡大は観光産業に大きな影響を与えていますが、ポストコロナに向けて、環境変化に伴う新たな観光需要の高まりを捉え、需要にも対応した付加価値を提供することで、「わざわざ来訪する」観光客の獲得に期待できるなど、新しい観光ビジネスモデルを生む好機でもあります。

付加価値の少ないコンテンツは価格競争にさらされるため、高付加価値型コンテンツでコアなファンを獲得することが、地域全体の経済的な底上げ、ひいては持続可能な観光地につながる可能性があります^{※1}。

また、ワーケーションが注目される昨今、人口の多い首都圏に位置する本県においても、さらなる観光需要の増加にも期待がされます。

(4) 補助対象事業の仕組み

補助対象事業は、一過性のイベント等ではなく、持続的に地域の宿泊客の増加や観光消費をもたらすための^{※1} 仕組みがあるものとし、本事業の活用により観光コンテンツの開発・磨き上げを行った後、将来的には補助金に頼らず、地域での組織や収益等の基盤が確立され、自走化が期待できる事業に対し、補助します。



出典元

※1 観光庁「with/after コロナ期における滞在型コンテンツ造成のためのナレッジ集」より引用。

※2 (2)の項目は、観光庁「with/after コロナ期における滞在型コンテンツ造成のためのナレッジ集」、
「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」及び内閣府地方創生室ビッグデータチームが公表する「V-RESAS」を参考に記載。

5 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりです。（事業実施にあたり必要な経費に限る）

費目	内容（主な経費）
①報償費	・講師やアドバイザー等の派遣に要する経費
②旅費	・講師やアドバイザー等の派遣に要する経費
③需用費	・事務用品や環境衛生のための各種薬剤、各種消耗品等の購入費 ・ポスターやチラシ等の印刷代 ※食糧費は対象外
④役務費	・イベント保険料、郵便料等の通信運搬費
⑤委託料	・特殊な技術・設備または高度な専門的知識を必要とする事務事業、研究、調査等の委託に要する経費 ・実証に活用するアプリ等の開発、モニターツアーの開催、イベントの開催等に要する経費
⑥使用料賃借料	・不動産や自動車、機器類、会場等の借上料
⑦備品購入費	・比較的長く使用し、かつ保存できる器具類の購入費 ※単価 10 万円以内で汎用性がなく、事業の目的外使用になりえないもの
⑧広告宣伝費	・紙面や WEB 等を活用し、世間一般に広く周知するために要する経費
⑨賃金	・アルバイト等の臨時職員で、一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われる経費
⑩その他	・事業実施のために必要と知事が認めた経費（別途協議の上決定）

※ハード経費は原則対象外。ただしコンテンツ開発に密接に関連し、必要不可欠なものに限っては、以下の経費を対象経費として認める場合があります。

工事請負費	・工作物等の造成または製造、改造の工事等に要する経費 ・建物の改修工事費、設計費等 ※本費目による実施内容は、事業のメインにはなり得ず、事業目的の達成や仕組みの補完・効率化のために不可欠または効果的な工事等に限る
-------	--

【補助対象外となる主な経費】

- ・補助対象者の経常的な経費（団体の事務所家賃や光熱費、事業に係る職員の人件費や旅費等）
- ・既存の旅行商品（パッケージツアー、イベント、アプリ、宿泊券等）導入に関わる経費
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの（クーポン発行など）
- ・飲食、娯楽、接待等に要する経費
- ・雑誌購読料、新聞代、加入する団体等に支払う会費等
- ・不動産や株式の購入費
- ・自動車等車両の購入費（ただし、事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）、や維持管理費（修理費、車検代、自動車税等）
- ・収入印紙・証紙の購入費
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）、両替手数料
- ・補助金の申請書や実績報告書等の書類作成・提出に要する経費
- ・価格設定の適正性が明確でない備品等の購入費
- ・補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または補助事業終了後に納品、検収等を実施したもの。仕入れるために経費を支払った支出証拠書類に不備がある、または紛失等したもの
- ・このほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 補助率、補助上限額

- ・補助率：ハード経費を除く補助対象経費の3分の2以内
ハード経費（原則対象外、P.4参照）は2分の1以内
- ・上限額：予算の範囲内（令和5年度予算額：100,000千円）
ただし、ハード経費は10,000千円を上限とする。

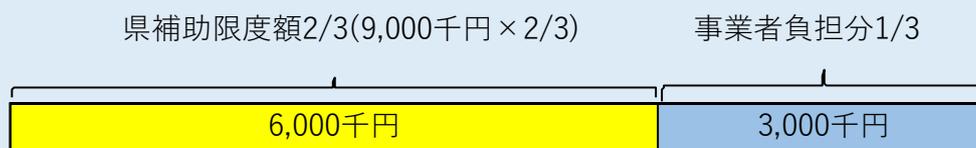
※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

【計算例】補助対象経費が50,000千円（うち工事請負費20,000千円）の事業を採択した場合…

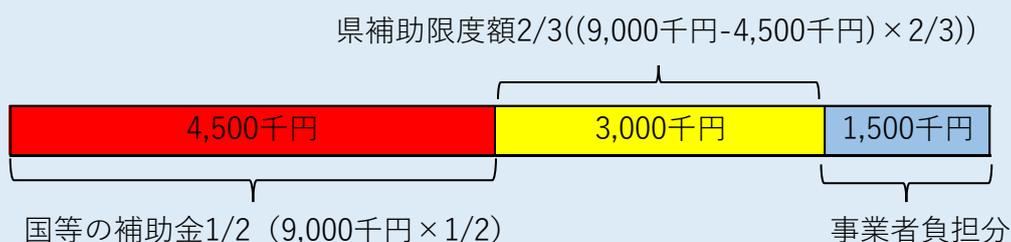
$$(30,000千円 \times 2/3) + (20,000千円 \times 1/2) \div 30,000千円$$

補助金額（最大）

【資金イメージ】補助対象経費が9,000千円の事業を採択した場合…



※国等の補助金（補助率1/2）と併用する場合…



◇申請のポイント

本事業は審査会を実施の上、採択する事業を決定する予定です。審査会では、以下の事項をポイントとして審査を行いますので、ご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

なお、各種補助要件等を満たしている場合であっても、採択されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ポイント1 『地域の現状分析ができているか』

- ・ これまではどういう状況にあったか、また、新型コロナの影響を受けてどのような環境変化があったかなど、地域を取り囲む状況の分析が十分にされているか。
- ・ 現状を把握した上で、取り組むべき課題を認識できているか。
- ・ 地域の観光資源など、他の地域にはない強み（または弱み）を認識できているか。
- ・ 従来から地域の観光資源を活用した観光コンテンツの事業を計画しており、補助金を活用することで、より高付加価値化された観光コンテンツが開発され、課題解決につながる内容となっているか。

ポイント2 『独自性がありビジョンが明確か』

◎地域ならではの資源を活かしつつ、他の地域と差別化され、これまでにない特別感が盛り込まれた内容となっているか。

- ・ 主なターゲット（居住地、年齢層、所得層、趣味・ライフスタイルなど）が明確となっているか。

◎対象地域が広域かつ適切な範囲であり、事業効果が期待できる取組を評価します。

- ・ 目標*が具体的に設定され、その達成が見込まれるか。また、その目標とする数値等の算出方法が定量的に示され、確実な効果測定が見込まれるか。

※入込客数（人）の増加、宿泊客数（人）の増加、関係・交流人口（人）の増加、観光消費単価（円）の増加、滞在時間（時間）の増加、リピート率（％）の増加 等

- ・ 複数市町村の周遊が期待され、消費や宿泊・長期滞在が促される内容となっているか。

◎ハード整備に頼らず、多様な領域の事業者が連携した意欲的・先進的な独自の取組を評価します。

ポイント3 『確実な実施と継続的な取組が見込まれる体制か』

◎地域で活動する団体などが積極的に参画し、将来にわたってその地域で確実に根付くことが見込まれるか。

- ・テーマとするコンテンツの知識を有する専門家が参画し、適切なコンテンツの活用が見込まれるか。
- ・申請者のこれまでの活動実績などから、申請内容の確実な実施が見込まれるか。
- ・将来的にも組織が存続し、整備した地域の環境から資金を調達できる仕組み^{*}が確立されるなど、補助金に頼らず、取組が継続して自走化することが見込まれるか。

※消費拠点整備による地域消費の増、会員制導入による会費収入、ツアーの商品化 等

- 金融機関のバックアップが得られるなど、必要な資金調達や工面等の目途が立っている実現性の高い取組を評価します。
- ・事業実施時や自走化後の実施体制において、各参画事業者の役割が明確となっているか。

参考とした資料（高付加価値化の考え方、観光を取り巻く環境等）

○観光庁「観光白書」

<https://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html>

○観光庁「with/after コロナ期における滞在型コンテンツ造成のためのナレッジ集」

<https://www.mlit.go.jp/common/001412623.pdf>

○観光庁「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」

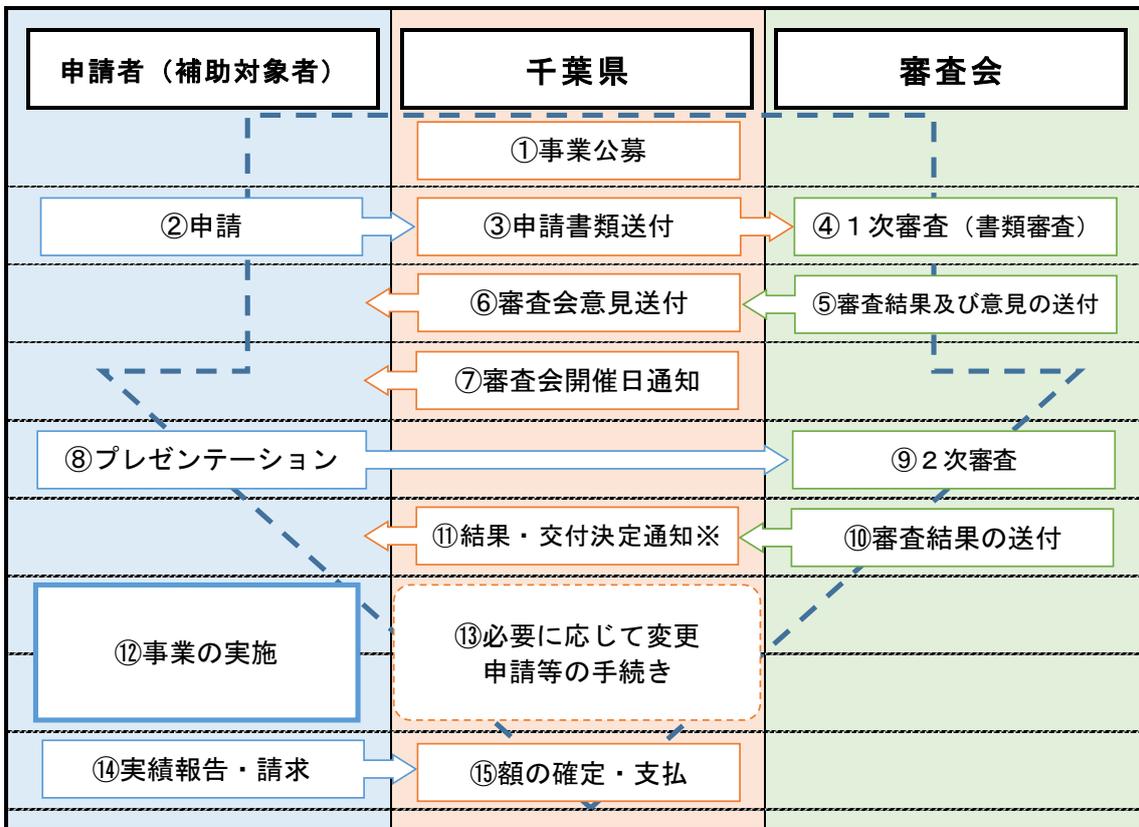
<https://www.mlit.go.jp/common/001279567.pdf>

○内閣府「V-RESAS」

<https://v-resas.go.jp/>

◇手続き関係

1 手続きの流れ



※交付決定の際には、審査会の意見も踏まえ、条件付きで決定を行う場合があります。

2 募集期間

令和6年1月10日（水）から1月29日（月）午後5時まで

3 補助対象事業実施対象期間

交付決定日から令和7年3月31日（月）まで

※交付決定日以前に着手している事業は補助対象となりません。

※事業の実施には、見積書や発注書、納品書、請求書等の補助対象予定経費の支出証拠書類等の作成・発行も含まれます。例えば、納品書や請求書の日付が令和7年4月1日以降の経費は、補助対象となりません。

4 交付申請

以下に記載する必要書類を、県へ提出してください。

(1) 必要書類

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②団体に関する調書（同様式別紙1の1、1の2）
- ③事業実施体制（同様式別紙2）
- ④収支予算書（同様式別紙3）
- ⑤実施計画書（同様式別紙4）
- ⑥誓約書（同様式別紙5）
- ⑦役員等名簿（同様式別紙6）
- ⑧その他、申請内容に係る参考資料
- ⑨口座振替（送金）依頼書
- ⑩預金通帳の写し（カタカナで名義人が記載されたページをA4用紙にコピー）

※⑥、⑦は申請者の代表者印を必ず押印すること。

※市町村が申請を行う場合は、⑥、⑦、⑨、⑩は不要となります。

(2) 提出方法

- ・上記①～⑩の電子データを、メールにより提出
※⑦はエクセルデータで提出すること。
- ・上記⑥、⑦のみ、押印された原本を郵送または持参

(3) その他

- ・申請にあたっては、可能な範囲で、公的支援機関（千葉県産業振興センター、よろず支援拠点、商工会議所/商工会等）、金融機関、中小企業診断士等を活用し、事業内容や申請書類の記載内容について、事前に相談してください。

5 審査

(1) 1次審査（書類審査）

提出された実施計画書等を書面で審査します（「本事業の趣旨に則した申請内容となっているか」、「事業が適切に実施され、目的の達成が見込まれるものか」等）。

(2) 審査会委員の意見送付

1次審査を通過した申請者へ、提出された実施計画書等に対する審査会委員（申請内容に対する疑問点や、より効果的な事業となるような助言等）の意見を送付します。

(3) 2次審査（審査会の開催：2月中旬頃）

審査会委員の意見も踏まえて実施計画を再検討していただき、プレゼンテーションを実施していただきます。その審査の結果を踏まえ、補助金の交付決定通知をします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、プレゼンテーションの実施方法等が変更となる場合があります。

※審査会開催日は、1次審査を通過した申請者へ通知します。

6 交付決定後の事業計画の変更等

交付決定後に以下の変更等を行う必要が生じた場合、事前に県の承認を受ける必要があります。

- ・ 補助対象事業の内容の変更又は事業に要する経費の変更
- ・ 補助対象事業の中止又は廃止

この場合における手続き等の詳細については、事前に県へお問い合わせください。

※ 事前に承認なく変更が行われていた場合、補助金の支払いができない可能性があるため、変更が生じる場合、必ずご相談ください。

7 実績報告

事業完了後、令和7年3月31日（月）までに、必要書類を添えて県へ実績を報告してください。

実績報告を受けた後、書類審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、補助金の交付額を確定し、補助対象者に通知します。

(1) 必要書類

- ①実績報告書（第3号様式）
- ②収支決算書（同様式別紙）
- ③支出証拠書類（契約書、仕様書、領収書、請求書等の写し 等）
- ④事業の実施結果に係る参考資料（成果品、実施の様子が分かる写真 等）

(2) 提出方法

電子データを、メールにより提出

8 補助金の支払い

(1) 精算払いの場合

額の確定後

補助対象者は、補助金交付額の確定通知を受理した後、速やかに「交付請求書（第4号様式）」を提出してください。

(2) 概算払いの場合

交付決定後

補助対象者は、補助金交付決定通知を受理した後、「概算払請求書（第5号様式）」を提出してください。

額の確定後

①返還処理

補助対象者は、補助金交付額の確定通知を受理した後、過払いとなっている金額がある場合は、返還してください。

②追加払い

補助対象者は、補助金交付額の確定通知を受理した後、速やかに「交付請求書（第4号様式）」を提出してください。

問い合わせ先（書類の提出など）

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部観光企画課観光企画室（県庁本庁舎15F）

TEL：043-223-2415

メール：kanko-k@mz.pref.chiba.lg.jp

※メールは7MBを超えるデータを受信することができませんので、データを分割していただくか、ファイル送信サービス等をご利用の上で送付してください。